三和技研工業株式会社

エコアクション21 令和 3年度環境経営レポート (令和 3年 1月~12月)





発行日 令和 4年 2月 5日 三和技研工業株式会社

目 次

		ページ
[1]	会社概要	1
[2]	環境経営方針	2
[3]	組織図	3
[4]	令和3年度及び中期環境経営目標及び実績	4
[5]	令和4年度 環境経営計画	5
[6]	環境経営計画の取組結果とその評価、 並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画	6
[7]	環境関連法規等およびその遵守状況	7
[8]	環境関連法規への違反、訴訟等の有無	9
[9]	許可の内容	10
[10]	代表者による全体の評価と見直し・指示	12
[11]	地域貢献活動	13

1 会社概要

1. 社 名 三和技研工業株式会社

2. 代表取締役 三條 佳恵

3. 所 在 地 〒743-0061

山口県光市小周防上石遠10203-3

TEL 0833-77-1942

FAX 0833-77-5022

環境管理責任者氏名及び連絡先

代表取締役 三條佳恵

hikari@sanwakh.co.jp

4. 会社設立日 平成17年1月20日 資本金3500万円

5. 事 業 内 容 ・産業廃棄物収集運搬

•産業廃棄物最終処分(安定型)

•太陽光発電

6. 事 業 規 模

活動規模		単位	H31年度(1~12月)	R2年度(1~12月)	R3年度(1~12月)
売上高		万円	11,630	14,427	13,961
従業員数		人	3	3	2
延べ床面積		m^2	102.0	102.0	102.0
産業廃棄物の収集運	搬量	t	964	597	763
産業廃棄物の最終処	:分量	t	6,486	8,152	8,156
産業廃棄物最終処分場	面積	m^2		22,301	
在未完未初取於处力場 残容量		\mathbf{m}^3	163,348	163,348 155,142	
太陽光発電	出力	現模 626.5kw	敷地面積	$11,\!260\mathrm{m}^{\!\!\!1}$	

7. 事 業 年 度 9月~翌年8月 (エコアクションの取り組みは1月~12月)

認証・登録の対象範囲

全組織•全活動

② 環境経営方針

【基本理念】

三和技研工業株式会社では、地域経済の持続的成長と環境負荷軽減との両立を 目指しています。持続可能な社会のためには、長期的視点を持ち、地球環境に 配慮しながら、今後、より多くの方々が共存するための仕組み・制度・技術の 確立が重要との認識の下、公共性・成長性の高い分野において、産業廃棄物収 集運搬、産業廃棄物最終処分(安定型)の活動を通じて、持続可能な社会の構 築に貢献するとともに、企業価値の向上を実現することを目指しています。

以上を踏まえて、EA21活動内容を含めて国連が提唱しているSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けチャレンジを続けます。

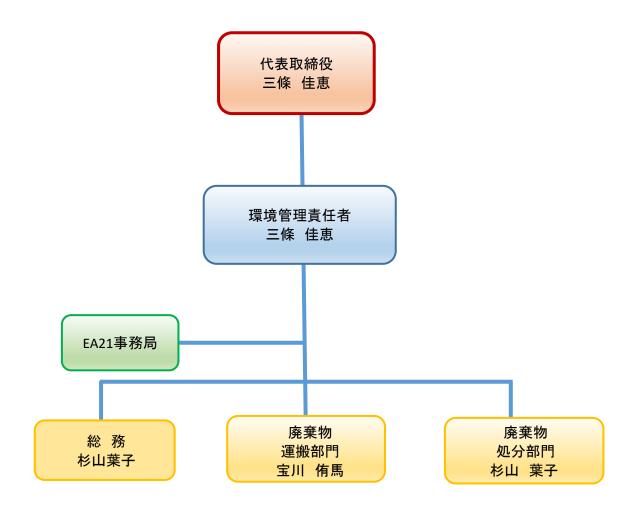
【行動指針】

事業活動の実態行動を把握して、環境への負荷の低減の目標を設定し、その活動計画システムを構築し、継続的に運用を実施していきます。 その具体的な活動は、以下の項目です。それらの項目を、重点的に取り組んでいきます。

- ① CO2排出量を削減するため電力使用量や化石燃料の使用量削減を推進します。
- ② グリーン商品購入を積極的に推進します。
- ③ 水使用量を削減するため節水に努めます。
- ④ 環境美化活動を積極的に推進します。
- ⑤ 環境保全の技術習得に努めます。
- ⑥ 環境関連法規等を順守して事業活動を行います。
- ⑦ 運搬車両・機械装置の効率的な利用により燃料使用量の削減を推進します。
- ⑧ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の混入防止を図る。

平成28年 12月 21日 制定 令和 2年 12月 21日 最終改訂 三和技研工業株式会社 代表取締役 三條佳恵

3 組織図



役割分担表

所属	役割·責任·権限
代表取締役	全体の統括、環境方針の設定、全体の評価と見直し
環境管理責任者	全体の把握/環境経営システムを構築、運用し、その 状況を社長に報告する
本社部門	車燃料(ガソリン)消費量管理
EA21事務局	EA21文書及び記録類の作成・維持・管理
総務部門	電力、水消費量の管理
廃棄物処分部門	産業廃棄物の適正処理、自社発生廃棄物の廃棄量 管理
	省エネ運転の推進、配車計画の合理化 車両整備の記録、報告

4 令和3年度及び中期環境経営目標及び実績

	年 度		基準年度	令	和3年度		ı	中長期目標	Į
環境	経営目標	単位	平成 28年度	目標	実 績	評価	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度
1	二酸化炭素排出量	$ m kg^ m CO_2$	42,775	37,642 以下	37,680	Δ	35,760 以下	35,760 以下	35,760 以下
	の削減 			$\Delta 12\%$	0.1%		Δ16%	Δ16%	Δ16%
1-1	電力使用 量の削減	kWh	26,376	23,211 以下	8,189	0	8,124 以下	8,124 以下	8,124 以下
	至*7111///			$\Delta 12\%$	\triangle 64.7%		$\Delta 69\%$	Δ69%	Δ69%
1-2	軽油使用 量の削減	l	8,477	7,460 以下	12,486	×	11,190 以下	11,190 以下	11,190 以下
	至 47 円 1//2			Δ12%	67.4%		32%	32%	32%
1-3		Q	992	873 以下	291	0	233 以下	233 以下	233 以下
	減 			Δ12%	△ 66.7%		Δ77%	Δ77%	Δ77%
2	展開検査 の徹底	-	徹底励行	不適合廃 棄物を徹 底除去す る。	不適合廃 棄物を徹 底除去し た。	0	展開検査る 棄物を除る	を徹底し、オ 去する。	≅適合廃
3	水使用量 の削減	-	井戸水の み/計測 不能	節水に努 める	節水に努めた	0	餌	が水に努める	3
4	グリ ー ン 購入の推 進	品目	1	1	1	0	_	_	_
5	環境保全 の技術習 得	受講 回数	_	1件 /年	2件 /年	0	2件 /年	2件 /年	2件 /年
6	清掃活動 への協力	実施 回数	2回/年	2回/年	2回/年	0	2回/年	2回/年	2回/年

評価: ◎:削減率10%超 ○:10%以下~0%以上 △:0%未満~10%増 ×:10%超·増

^{※1} 上段:目標値 下段:削減率または達成率

^{%2} 二酸化炭素排出係数は令和元年度中国電力の実排出係数 0.585 kg-CO2/kWhを使用。

^{※3} 対象期間:1月1日~翌年12月31日

^{※4} 化学物質の使用はない

⑤ 令和3年度 環境経営計画

事業年度:令和3年1月1日~12月31日

1 二酸化炭素排出量の12%削減

	取組項目	活動項目			活動計画		
	双祖坦日	冶到填口	責任者	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
		冷暖房温度の徹底管理 1 (冷房28℃、暖房20℃)		<	実	行	>
		2 フィルターの定期的な清掃			実	!行	
	電気使用量	3 昼休みの消灯	杉山	· · · · · ·	実	!行	
1	の12%削減	4 残業時の不要な照明の消灯			実	!行	
		5 長時間席を離れる時、PCの電源OFF			逐次	更新	
		6 照明機器の買替の際は、省エネ機 器に更新		<	実	行	
		1 省エネ運転の励行			実	!行	
	軽油・ガソリ	2 アイドリングストップの厳守		<u> </u>	実	!行	
2	ン使用量の	3 配車計画の合理化	宝川		実	!行	
	12%削減	4 急発進・急加速・急ブレーキの軽減			実	:行	
		5 不要荷物の積み込み禁止			実	!行	

2 展開検査の徹底

ſ	取組目標				責任者 1 日 0 1		活動計画		
		双旭日保		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	貝江伯	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
	1	展開検査を 徹底する		展開検査を徹底し、不適合廃棄物を 除去する。	宝川	<	実	:行	>

3 水使用量の削減

	取組目標		活動項目		活動計画			
	双旭日保		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	責任者	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
1	水使用量の 削減	1	細かい節水に努める	杉山	<	実	:行	>
	削减				K			

4グリーン購入の推進 合計1品目

取組目標	活動項目	責任者		活動	計画	
以他口信	加到模口 	貝讧汨	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
品目数の増加	1 リサイクル紙の購入等	杉山	/	実	行	

5 環境保全の技術習得 受講回数 1件/年

取組目標	活動項目	責任者		活動	計画	
双旭日保	/ 加到項目 	貝怔伯	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
環境保全の	1 環境保全技術講習会への参加	三條	<	実	行	
技術習得	2 環境保全等の資格の取得	三條	<	実	行	

6 会社周辺の清掃 2回/年

取組目標	活動項目	責任者		活動	計画	
以心口惊		貝讧石	1月~3月	4月~6月	7月~9月	10月~12月
清掃活動 への協力	周辺町内会などの清掃活動に参加・ 1 実践する。	三條	<	実	行	>

⑥ 環境経営計画の取組結果とその評価

並びに次年度の環境経営目標及び環境経営計画

環境経営目標	取組結果及び評価	次年度の 目標・計画
総合評価	今年度の目標である二酸化炭素排出量の削減は達成できませんでした。 理由としては事業性の確保のために、搬入量を増加させる方針において、 重機の稼働時間が大幅に増加したことで、軽油使用量が大きく増加したこ とによるものです。これは事業経営の原資としての燃料使用であることか ら止むをえない増加と考えます。その部分をカバーすべく、電気使用量、 ガソリン使用量削減については大幅な削減を達成しましたが、全体として は前年度実績に対して、2%増加する結果となりました。今後も経営原資 にあたる燃料使用の削減はに努め、令和3年の実績に対して、削減が図れ るように、意識を高めてまいります。	令和3年度の実績値を事業経営とのリンクした基準値と考え、今後可能な限りの削減を進めていくよう取り組みたい。
二酸化炭素 排出量の削減	 1 二酸化炭素排出量は目標を達成できず、2%増加した。 2 ガソリンは削減できたが軽油の削減ができなかった。 搬入量の増加に伴い、重機の1台増及び稼働時間の増加により、軽油 使用量が大幅に増加せざるを得なかった。 本年の搬入量が、経営計画上の基準と考えることから、本年実績値を 新たな基準値として、対前年比での削減を基本として取り組んでいく。 3 電気使用量は目標を上回る65%削減を達成できた。 エアコンを新しくした効果が表れた。次年度も可能な電力削減を行っていきたい。 4 ガソリン使用量も目標を上回る71%削減を達成できた。 不要な車両の稼働を制限し、車両使用を集約化することにより、大幅 な削減が達成できた。 	次年度も、より削減できるように積極的に取組んでいく。
展開検査の徹底	展開検査を、搬入前、ダンピングした後混入物はないか確認を行い、適正に処理が出来ていた。	今後も徹底した検査 を行い、混入物の搬 入を防ぐ。
使用水量の削減	洗車時、清掃時は高圧洗浄機を導入して、水使用量を大きく削減すること ができている。	今後も積極的に取組む。
グリーン購入の推進	着実に実施している。一品目採用。	次の導入品目を検討し、少しずつ増やす。
環境保全の技術習得	取組期間中は産廃協会の講習会などに参加した。	今後も色々な講習会 などに参加する予定
清掃活動への協力	取組期間中は会社周辺の路肩等の清掃活動を行い、地域の清掃活動がある時は参加した。	今後も、会社周辺地 域の清掃活動に参加 予定。

⑦ 環境関連法規等およびその遵守状況

最終確認日	社 長	環境管理 責任者	作成者
令和4年1月14日	三條	三條	杉山

法律名等	摘要条項	対象施設,設備、作業等	摘要内容、規制基準など	定期的確認
	産業廃棄物収集運搬車両の表示 法12条1項、2項、令6条1項1号 規則7条の2の2第1項、3項 収集運搬車・備え付け書類 法12条1項、令6条1項、 規則7条の2の2第4項	産業廃棄物収集運搬業	 ・両側面に表示 ・許可証の写し ・産業廃棄物管理票(マニフェスト) 5cm以上 産業廃棄物収集運搬車 和技研工業株式会社 18533号 3cm以上 	適正な表示、備え 付けを確認
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付 法12条の3第2項、3項、規則8条の23、8条の25 送付・回付 法12条の3第7項 12条の5第5項、 規則8条の28、8条の29	自社産廃 及び 産業廃棄物処理業	・産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付・送付・回付 ・排出事業者は、産廃収集運搬業者にB票以下を交付 ・産廃処理業者は、運搬または処分終了後10日以内に処理委託者 等に関係するマニフェストを送付	確認済み・適正
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出 法12条の3第7項、規則8条の27	自社産廃	前年度において自社が交付した管理票の交付状況を、 毎年6月30日までに報告する。	提出済み
 廃棄物処理法	産業廃棄物管理票の写しの保存 法12条の3第9項、10項、規則8条の30		・A~E票(写しを含む)は5年間保存	確認済み・適正
· 洗来物处型丛	産業廃棄物処理施設の定期検査 法第15条の2第1項1号	産業廃棄物の 最終処分場	産業廃棄物処理施設が構造基準に適合するか 定期検査は、使用前検査、定期検査を受けた日のうちいずれか遅い 日から5年3月以内ごとに実施する	H30.3.6 使用前検査
	産業廃棄物処理委託契約 第12条3項、4項、5項、規則8条の2、 8条の3、8条の4、8条の4の2	自社産廃 及び 産業廃棄物処理業	・原則、2社契約であること(排出事業者と収集運搬業者、 排出事業者と処分業者) ・委託契約は書面により、許可証の写しを添付する。	確認済み・適正
	産業廃棄物処理委託契約書の保存 法12条4項、令6条の2第4項 規則8条の4の3		委託契約書等を契約の終了の日から5年間保存すること (処理委託・受託者ともに)	確認済み・適正
	産業廃棄物処理業許可の取得及び許可更新 法12条1項、2項 令6条の9(産業廃棄物処理業) 法14条の4第1項、第2項 令6条の13(特別管理産業廃棄物処理業)	産業廃棄物処理業	・事業の内容に合致した許可を取得し、かつ5年ごとに許可更新 ・委託されている産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理はそれ ぞれの許可の内容と合致していること	最新情報は環境 活動レポートに掲 載

	産業廃棄物処理業等変更の許可 法14条の2(産業廃棄物処理業) 法14条の5 (特別管理産業廃棄物処理業)		事業を変更しようとするときは、あらかじめ変更の許可を取得する。	対象事例なし
	産業廃棄物処理業における適正処理 法14条12項(産業廃棄物処理業) 法14条の4第12項 (特別管理産業廃棄物処理業)	産業廃棄物処理業	・処理基準に従い、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の保管、収集若しくは運搬または処分を行うこと。	確認済み・適正
	産業廃棄物・処理困難通知 法14条13項、規則10条の6の2、10条の6の3		・受託した産業廃棄物の処理が困難になった場合は10日以内に、排 出事業者に書面で通知する。	該当事例なし
	帳簿の作成および保存 法14条15項 法14条の4第16項→法7条15項、16項	産業廃棄物処理業者	・帳簿を作成すること・・帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存すること	確認済み・適正
	産業廃棄物処理施設の設置許可 法15条1項、2項、3項 令7条、規則11条、11条の2、11条の3	自社産廃 及び 産業廃棄物処理業 許可が必要な施設 令7条	・あらかじめ設置許可を取得すること ・許可申請先立ち「生活環境影響調査」等を実施すること	H30.3.2許可取得
廃棄物処理法	産業廃棄物処理施設技術管理者の設置 法21条2項、規則17条	産業廃棄物処理施設技 術管理者の設置	・産業廃棄物処理施設(安定型最終処分場)には産業廃棄物処理施設技術管理者を設置しなければならない。 ・(一財)日本環境衛生センターの「技術管理士」の認定 ⇒ 報告書21 条2項に定める「技術管理者」に該当する。	H.29.9.22確認済 み 三條佳恵:技術管 理者資格あり
	産業廃棄物最終処分場の施設・維持管理の技術上の基準 一廃・産廃最終処分場に係る技術上の基準 省令	産業廃棄物処最終処分 場	・産業廃棄物最終処分場は技術上の基準に沿って施設・維持の管理 を行うこと	確認済み・適正
	産業廃棄物最終処分場の浸出水等の測定 一廃・産廃最終処分場に係る技術上の基準 省令	産業廃棄物処最終処分 場	・周縁地下水、浸透水の水質検査を毎年1回以上実施する。	R2.6.16測定·適 合
	産業廃棄物処理施設の定期検査 法15条の2の2 規則12条の5の2、12条の5の3	産業廃棄物最終処分 場	5年3月以内ごとに定期検査を受けること	R3.12.16 定期検査 受検済み
	特定産業廃棄物最終処分場維持管理積立 金 法15条の2の4準用 → 法8条の5第1項	特定産業廃棄物最終 処分場	埋立処分終了までの間、毎年度積み立てること	H30.02.27 積立終了

山口県循環型 社会形成推進	産業廃棄物処分状況の報告 条例33条、規則9条	産業廃棄物処分業者 及び産業廃棄物処理 施設設置事業者	前年度の産業廃棄物の処分状況を6月30日までに報告すること	R3.4.16 報告済み
条例	県外産業廃棄物の搬入の届出 条例27条、規則4条の2	県外の産業廃棄物排出 事業者	・産業廃棄物10t(特別管理産業廃棄物は0.5t)超の場合に届出が必要	R3.3.31申請
净化僧法	浄化槽設置届 法5条 浄化槽の保守点検等 法10条 浄化槽の法定検査	設置届出 浄化槽の保守点検等 浄化槽の法定点検		法定検査・保守点 検・清掃済み
	法11条 管理者の判断の基準となるべき事項 基準となるべき事項 第2の1	空調機器(業務用のみ)	·第1種特定製品に関する簡易点検記録簿の作成	法定の簡易点検 実施済み
	自ら第1種フロン類充填回収業者に 引き渡して廃棄する場合 法43条1項、規則28条	空調機器(業務用のみ)	・定められた情報を記載した書面を第1種フロン類充填回収業者に交付	廃棄事例なし
グリーン購入法	事業者及び国民の責務 法5条	環境物品等を選択するよう努める。	│ │ 環境物品、その中でも特定調達物品の購入に努力する。 │	確認済み・履行
フリーノ購入法	特定調達物品等 法6条2項2 号	環境物品等のうち、一定 の基準を満たす物品等		14年前37月107 - 12月1

⑧ 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境関連法規の遵守状況をチェックした結果、違反はありませんでした。 なお、関係当局よりの違反の指摘、利害関係者からの訴訟等も過去5年間ありませんでした。

⑨ 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業許可の内容

許可区域	許可番号	許可年月日	許可期限						廃	棄物	勿の)種	類				
			積替え保管	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	繊維くず	動植物性残渣	動物系不要物	ゴムくず	金属くず	
					$ \bullet $	•				$ \bullet $	lacksquare	$ \bullet $					
山口県	第03503118533号	令和2年11月24日	令和7年11月23日					J.	廃棄	₹物	のネ	種类	頁				
				ガラス・陶磁器くず	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	1 3号廃棄物	石綿含有産業廃棄物						

運搬車両の種類と台数

車種	最大積載量/kg	台数
軽トラ	350	1
2tダンプ	2,000	1
8t ダン プ	7,500	1

計 3台

産業廃棄物処分業許可の内容

許可区域	許可番号	許可年月日	許可期限	事業の範囲	廃棄物の種類
山口県	第03533118533号	令和3年9月17日	令和10年9月16日	最終処分	廃プラスチック類 金属くず 類
				埋立処分	

受託した産業廃棄物の処理量(令和3年度)

収集運搬量	763	t
最終処分量	8,156	t

主要設備

施設の種類	項目	内容
	設置場所	本社敷地内
	設置許可番号	第28号の8
	設置許可年月日	平成9年6月9日/平成30年3月2日変更許可
 安定型最終処分場	埋め立て容量	352,274.8m3
女 医全取於処力場		廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず
		(がれき類を除く)・陶磁器くず、(自動車等破砕物を除
	廃棄物の種類	く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物であるものを含み、
		特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

廃棄物処理フロー

埋立処分



⑪ 代表者による全体の評価と見直し・指示

評価および		令和4年1月14日(金)
評価者名(代表者名)		代表取締役 三條 佳恵
評価及び	見直しに参加した人	三條、加藤、杉山、宝川
提出した情	青報 (資料等)	・ エコアクション21文書・記録・ 環境関連法規手続き書類等
評価	環境経営システムが 有効に機能している か	システムについても問題なく機能しています。 新しい従業員には周知に努める。
	環境への取組は適切 に実施されているか	受入れ量の増加にともない数値の増加したところがあるが、適切に 取組めている。 今後も継続して取り組む。
	環境経営方針 変更の必要性	特になし。
見直し (変更の 必要性)	環境経営目標 変更の必要性	数値の増加したところがあったので現状でいいか検討する。 変更後の環境目標が適切か継続して見直しをする。
	環境経営計画 変更の必要性	概ね変更はないが、適宜案があれば検討する。
	実施体制 変更の必要性	特になし。
次年	度取組への指示	令和4年度取組に向け、環境経営目標等の見直しが必要であるか 至急検討するよう指示した。

⑪ 地域貢献活動



2021年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止にしました。

⑪ 地域貢献活動



2021年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止にしました。



2021年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止にしました。

第48回クリーン光大作戦に参加

2021年7月11日









今年は天気に恵まれ、クリーン光大作戦が行われました。 会社周辺地域へ班ごとに分かれて参加しました。 河川の草刈り・清掃、路肩のゴミ拾い、集会所周辺の草刈り等の作業をしました。

「SDGs ~持続可能な開発目標~」の推進

今季より SDGsの推進を行動指針に盛り込んでいます。

「SDGs」と言っても難しいので、三和技研工業独自のSDGsを策定しました。 「SANWA DEVELOPMENT GOALS」

取り組みとしては、普段の活動の中で SDGs を意識して広げていきたいと思います。























~三和技研工業株式会社は

独自の持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいます~

広島県資源循環協会

広島県資源循環協会の令和3年度安全標語に応募し、佳作に選ばれました。常日頃から安全や衛生を意識して地域から信頼される処分場でありたいと心がけています。

